

## 新宮白浜区間旅客鉄道利用促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 紀勢本線活性化促進協議会新宮白浜区間部会（以下「部会」という。）部会長（以下「部会長」という。）は、新宮駅から白浜駅間の旅客鉄道の確保・維持を図り、もって継続的な地域間の移動を支援する目的を達成するため、当該区間を利用する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、別表1及び別表2に掲げる事業とする。

### (補助対象期間)

第3条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日を末日とする1年間とする。

### (補助率及び補助金の額)

第4条 補助率及び補助金の額は別表1及び別表2のとおりとする。ただし、10円未満の端数が生じる場合はその端数を切り捨てるものとし、補助金の額は予算の範囲内を限度とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、新宮白浜区間旅客鉄道利用促進（校外学習等支援事業）補助金交付申請書（様式第1-1号）又は新宮白浜区間旅客鉄道利用促進（教育旅行誘致事業）補助金交付申請書（様式第1-2号）に次に掲げる書類を添え、部会長に申請するものとし、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月31日までに部会長へ提出するものとする。

- (1) 新宮白浜区間旅客鉄道利用促進補助金 申請額内訳書（様式第1-3号）
- (2) 補助事業の概要・行程・参加人数のわかる書類
- (3) その他部会長が必要と認める書類

### (交付決定)

第6条 部会長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、新宮白浜区間旅客鉄道利用促進（校外学習等支援事業）補助金の交付決定通知書（様式第2-1号）又は新宮白浜区間旅客鉄道利用促進（教育旅行誘致事業）補助金の交付決定通知書（様式第2-2号）により当該交付申請を行った者に通

知するものとする。

2 部会長は前項の交付決定をするに当たって、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた会計年度終了後5年間保管すること
- (2) その他の補助金等による収入があった場合には、当補助金の全部又は一部を部会に返納させることがあること。

(事業内容等の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助団体」という。)は、事業の通知を受けた後、事業内容等について変更事由が生じたときは速やかに新宮白浜区間旅客鉄道利用促進(校外学習等支援事業)補助金変更申請書(様式第3-1号)又は新宮白浜区間旅客鉄道利用促進(教育旅行誘致事業)補助金変更申請書(様式第3-2号)により部会長へ提出しなければならない。

2 部会長は、前項の規定により事業内容等の変更の申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、併せて補助金の交付の変更を決定するものとする。

3 前条の規定は、前項の変更の承認及び変更の決定について準用し、通知は新宮白浜区間旅客鉄道利用促進(校外学習等支援事業)補助金の変更交付決定通知書(様式第4-1号)又は新宮白浜区間旅客鉄道利用促進(教育旅行誘致事業)補助金の変更交付決定通知書(様式第4-2号)により行うものとする。

(事業の中止)

第8条 補助団体は、補助事業を中止しようとするときは、新宮白浜区間旅客鉄道利用促進(校外学習等支援事業)補助金の事業中止承認申請書(様式第5-1号)又は新宮白浜区間旅客鉄道利用促進(教育旅行誘致事業)補助金の事業中止承認申請書(様式第5-2号)を部会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助団体は、当該補助事業が完了したときは、速やかに新宮白浜区間旅客鉄道利用促進(校外学習等支援事業)補助金実績報告書(様式第6-1号)又は新宮白浜区間旅客鉄道利用促進(教育旅行誘致事業)補助金実績報告書(様式第6-2号)に次に掲げる書類を添え、部会長に提出しなければならない。

- (1) 新宮白浜区間旅客鉄道利用促進補助金 積算額内訳書(様式6-3号)
- (2) 補助対象経費確認書類(切符、ICOCA 利用履歴、乗車証明書又は領収書の写し等)
- (3) その他部会長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 部会長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査により当該補助事業に交付する補助金の額を確定し、補助団体に新宮白浜区間旅客鉄道利用促進（校外学習等支援事業）補助金確定通知書（様式第7-1号）又は新宮白浜区間旅客鉄道利用促進（教育旅行誘致事業）補助金確定通知書（様式第7-2号）をもって通知しなければならない。

(請求書)

第11条 前条の通知を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとする時は新宮白浜区間旅客鉄道利用促進（校外学習等支援事業）補助金請求書（様式第8-1号）又は新宮白浜区間旅客鉄道利用促進（教育旅行誘致事業）補助金請求書（様式第8-2号）を部会長に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第12条 部会長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、30日以内に補助団体の指定する金融機関に口座振込により補助金を交付する。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第13条 部会長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月19日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する

別表1 校外学習等支援事業

1 補助対象経費等

補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
<p>J Rによる団体割引適用後の運賃及び特急料金のうち、新宮白浜区間の運賃等に相当する額</p>	<p>新宮白浜区間の旅客鉄道を利用し校外学習等を実施する団体のうち、次の全てに適合するもの。</p> <p>イ 紀勢本線（新宮白浜区間）の沿線市町村、古座川町及び北山村に所在する保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の児童、園児、生徒及びその引率者で構成する8名以上の団体。</p> <p>ロ 乗降区間に新宮駅から白浜駅が含まれているもの。</p>	<p>定額</p>

別表2 教育旅行誘致事業

1 補助対象経費等

補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
<p>J Rによる団体割引適用後の運賃及び特急料金のうち、新宮白浜区間の運賃等に相当する額</p>	<p>新宮白浜区間の旅客鉄道を利用し教育旅行やスポーツ合宿等で来訪する団体のうち、次の全てに適合するもの。</p> <p>イ 小学校・中学校・高等学校・大学・専門学校等の生徒及びその引率者で構成する8名以上の団体</p> <p>ロ 紀勢本線（新宮白浜区間）の沿線市町村、古座川町及び北山村を目的地として実施されるもの。</p> <p>ハ 乗降区間に新宮駅から白浜駅が含まれているもの。</p>	<p>定額</p>